

別添 4

国産畜産物安心確保等支援事業（海外流行疾病侵入時対応強化事業）

第 1 事業実施主体

この事業の事業実施主体は、令和 2 年度畜産業振興事業に係る公募要領（令和 2 年 1 月 1 7 日付け元農畜機第 6 1 1 7 号）により応募した者から選定された者（以下「公募団体」という。）とする。

第 2 事業の内容

公募団体は、動物用医薬品に関し、アジア地域で流行する家畜疾病に対する有効性及びアジア地域における原材料供給国の状況等に関する情報を収集し、畜産関係者に向けた情報提供を支援するため、次に掲げる事業を実施するものとする。

1 アジア地域で流行する病原体の収集・解析

アジア地域で流行する病原体の収集及び性状解析・保管するために、次に掲げる事業を実施する。

(1) 病原体の収集・解析

(2) 病原体の保管管理

2 既存の動物用医薬品の有効性確認試験

1 で収集した病原体に対する既存の動物用医薬品の効果の確認及び新たな動物用医薬品の開発の必要性を評価するため、既存の動物用医薬品の有効性確認試験の実施

3 アジア地域の家畜疾病等の情報収集・普及啓発

アジア地域の流行疾病や、それに対する我が国の動物用医薬品の効果、アジア地域における動物用医薬品の原材料供給国の状況等に関する情報を収集するとともに、我が国の畜産関係者に対して、これらの情報を提供するため、次に掲げる事業を実施する。

(1) 原材料供給国の状況調査

(2) 国際会議の開催

(3) 普及啓発資料の作成・配布

4 1 から 3 の事業の円滑な推進を図るための検討会の開催及び推進指導

第 3 事業の実施

1 事業の委託

公募団体は、第 2 の事業の一部を理事長が適当と認める者に委託して行

うことができるものとする。この場合、公募団体は、委託契約を締結するものとする。

2 事業の実施期間

この事業の実施期間は、令和2年度とする。

第4 事業の推進指導等

公募団体は、農林水産省及び機構の指導の下、関係団体等との連携に努め、この事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。

第5 機構の補助等

機構は、予算の範囲内において、別表に定める補助対象経費及び補助率により、公募団体が第2の事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

第6 補助金の交付手続等

1 補助金の交付申請

公募団体は、補助金の交付を受けようとする場合は、理事長が別に定める期日までに別紙様式第1号の国産畜産物安心確保等支援事業（海外流行疾病侵入時対応強化事業）補助金交付申請書を理事長に提出するものとする。

2 事業の変更承認申請

公募団体は、補助金の交付決定のあった後において、次に掲げる変更をしようとする場合は、あらかじめ別紙様式第2号の国産畜産物安心確保等支援事業（海外流行疾病侵入時対応強化事業）補助金交付変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

(1) 事業の中止又は廃止

(2) 事業費の30%を超える増減

(3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

3 補助金の概算払

(1) 理事長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認める場合は、交付決定額を限度として補助金の概算払をすることができるものとする。

(2) 公募団体は、補助金の概算払請求をしようとする場合には、別紙様式第3号の国産畜産物安心確保等支援事業（海外流行疾病侵入時対応強化事業）補助金概算払請求書を作成し、理事長に提出するものとする。

4 事業の実績報告

公募団体は、事業を完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに、別紙様式第4号の国産畜産物安心確保等支援事業（海外流行疾病侵入時対応強化事業）実績報告書を理事長に提出するものとする。

5 消費税及び地方消費税の取扱い

- (1) 公募団体は、機構に対して1の補助金交付申請書を提出するに当たり、補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する仕入れに係る地方消費税率を乗じて得た額との合計額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

- (2) 公募団体は、(1)のただし書により補助金の交付申請をした場合において、4に係る事業実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- (3) 公募団体は、(1)のただし書により補助金の交付申請をした場合において、4に係る事業実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第5号の国産畜産物安心確保等支援事業（海外流行疾病侵入時対応強化事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（(2)の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を、機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

第7 知的財産権の帰属等

本事業により得られた知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラム及びデータベースに係る著作権等権利化された無体財産権及びノウ

ハウ等をいう。)は、公募団体に帰属するものとする。ただし、本事業に係る知的財産権に関して出願、申請等の手続きを行った場合（著作権については、著作物が得られた場合）若しくは取得した場合又は実施権を設定した場合は、遅滞なく理事長にその旨を報告するものとする。なお、機構は、特許等の取得状況を自由に公表できるものとする。

また、事業実施期間中及び事業終了後5年間において、本事業により得られた知的財産権の全部又は一部の譲渡等を行おうとする場合は、事前に理事長の承認を受けるものとする。

第8 帳簿等の整備保管等

- 1 公募団体は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとし、その保存期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。
- 2 理事長は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について、必要に応じ、公募団体に対し調査し、又は報告を求めることができるものとする。

別表

事業の種類	補助対象経費	補助率
1 アジア地域で流行する病原体の収集・解析	(1) 病原体の収集・解析に要する経費 (2) 病原体の保管管理に要する経費	定 額 定 額
2 既存の動物用医薬品の有効性確認試験	既存の動物用医薬品の有効性確認試験に要する経費	1 / 2 以内
3 アジア地域の家畜疾病等の情報収集・普及啓発	(1) 原材料供給国の状況調査 (2) 国際会議の開催に要する経費 (3) 普及啓発資料の作成・配布に要する経費	定 額 定 額 定 額
4 事業の推進	1～3の事業を円滑に実施するための検討会の開催及び推進事務に要する経費	定 額

別紙様式第1号

令和 年度国産畜産物安心確保等支援事業
(海外流行疾病侵入時対応強化事業) 補助金交付申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

令和 年度において、国産畜産物安心確保等支援事業（海外流行疾病侵入時対応強化事業）を下記のとおり実施したいので、国産畜産物安心確保等支援事業実施要綱別添4の第6の1の規定に基づき補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙の「令和 年度国産畜産物安心確保等支援事業（海外流行疾病侵入時対応強化事業）実施計画」のとおり

3 事業に要する経費の配分及び負担区分 (単位：円)

区 分	事業費	負担区分		備考
		機構補助金	その他	
合 計				

(注) 事業の一部を委託する場合は、該当する事業費の欄にその委託費の額を () 書きで記載するとともに、その委託先を備考欄に記載すること。

4 事業実施期間

- (1) 事業着手年月日 年 月 日
(2) 事業完了予定年月日 年 月 日

5 添付書類

- (1) 定款及び業務方法書
(2) 直近時点の事業（業務）報告書及び事業（業務）計画書

別紙様式第1号の別紙

令和 年度国産畜産物安心確保等支援事業
(海外流行疾病侵入時対応強化事業) 実施計画書

1 アジア地域で流行する病原体の収集・解析

(1) 病原体の収集・解析 (単位：円)

区分	時期	場所	内容	事業費	積算根拠	備考
合計						

(2) 病原体の保管管理 (単位：円)

区分	時期	場所	内容	事業費	積算根拠	備考
合計						

2 既存の動物用医薬品の有効性確認試験 (単位：円)

区分	時期	場所	内容	事業費	積算根拠	備考
合計						

3 アジア地域の家畜疾病等の情報収集・普及啓発

(1) 原材料供給国の状況調査 (単位：円)

区分	時期	場所	内容	事業費	積算根拠	備考
合計						

(2) 国際会議の開催 (単位：円)

時期	場所	内容	参集範囲	事業費	積算根拠	備考
合計						

(3) 普及啓発資料の作成・配布 (単位：円)

内容	配布先	事業費	積算根拠	備考
合 計				

4 検討会の開催及び事業の推進指導

(1) 事業推進検討会の開催 (単位：円)

時期	場所	内容	参集範囲	事業費	積算根拠	備考
合 計						

(2) 事業の推進指導 (単位：円)

区分	内容	事業費	積算根拠	備考
合 計				

(注) 事業の一部を委託する場合は、該当する事業費の欄にその委託費の額を ()
書きで記載するとともに、その委託先を備考欄に記載すること。

別紙様式第2号

令和 年度国産畜産物安心確保等支援事業
(海外流行疾病侵入時対応強化事業) 補助金交付変更承認申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長

殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった
国産畜産物安心確保等支援事業（海外流行疾病侵入時対応強化事業）の実施について、
下記のとおり変更したいので承認されたく、国産畜産物安心確保等支援事業実施要綱別添4の第6の2の規定に基づき申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 事業の内容
- 3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(注) 別紙様式第1号の記に準じるものとし、補助金の交付決定のあった事業の内容及び
経費の配分等と変更後の事業の内容及び経費の配分等が容易に比較対照できるように、
変更部分を二段書きにし、変更前を上段に（ ）書きで記載すること。

別紙様式第3号

令和 年度国産畜産物安心確保等支援事業
(海外流行疾病侵入時対応強化事業) 補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあつた国産畜産物安心確保等支援事業(海外流行疾病侵入時対応強化事業)について、国産畜産物安心確保等支援事業実施要綱別添4の第6の3の(2)の規定に基づき、下記のとおり金 円を概算払により支払われたく請求します。

記

1 補助金概算払請求額

区分	交付決定		事業遂行状況 (年 月 日現在)			既 概算払 受領額 ④	今回 概算払 請求額 ⑤	年 月 日まで 予定 出来高 (④+⑤) /②	残額 ②-④- ⑤
	事業費 ①	機構 補助金 ②	事業費 ③	機構 補助金 ④	事業費 出来高 ③/①				
	円	円	円	円	%	円	円	%	円
合計									

(注) それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業費の月別の支出実績及び支出計画を添付すること。

2 振込先金融機関名等

金融機関名
預金種類
口座番号
口座名義

別紙様式第4号

令和 年度国産畜産物安心確保等支援事業
(海外流行疾病侵入時対応強化事業) 実績報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で交付決定通知のあつた国産畜産物安心確保等支援事業(海外流行疾病侵入時対応強化事業)について、下記のとおり実施したので、国産畜産物安心確保等支援事業実施要綱別添4の第6の4の規定に基づきその実績を報告します。

なお、併せて精算額 円の交付を請求します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
- 3 事業に要した経費の配分及び負担区分

(注) 1 1から3は、別紙様式第1号の記に準じるものとする。

2 3について、実績額の上段に計画額を()書きし、計画と実績が比較できるようにすること。

- 4 事業に係る精算額 (単位:円)

交付決定額	確定額	概算払受領額	精算払請求額

- 5 事業実施期間

(1) 事業着手年月日 年 月 日
(2) 事業完了年月日 年 月 日

- 6 振込先金融機関名等
金融機関名
預金種類
口座番号
口座名義

別紙様式第5号

令和 年度国産畜産物安心確保等支援事業（海外流行疾病侵入時対応強化事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で交付決定通知のあった国産畜産物安心確保等支援事業（海外流行疾病侵入時対応強化事業）について、国産畜産物安心確保等支援事業実施要綱別添4の第6の5の規定に基づき下記のとおり報告します。

（なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額金 円を返還します。（返還がある場合、記載すること））

記

- 1 補助金適正化法第15条の補助金の額の確定額
（令和 年 月 日付け 農畜機第 号による額の確定通知額）
金 円
- 2 補助金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額
金 円
- 4 補助金返還相当額（3－2）
金 円

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、公募団体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・ 消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・ 付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・ 3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・ 公募団体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

注：消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[]

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、公募団体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・ 免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・ 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・ 公募団体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料